

杉並親子劇場規約

1、 名 称

この会は「杉並親子劇場」と呼びます。

2、 所在地

この事務局を（ 杉並区宮前
渡辺 智子 ）におきます。

3、 目 的

この会は子どものための優れた芸術を鑑賞し児童文化の創造・発展に努力します。それを通じて、子どもたちの豊かな感受性と自主性、創造性をはぐくみ、健全な成長をはかり信頼と友情をつくり出します。

4、 活 動

この会の目的を達成するため、次の活動を行います。

- 1) 演劇、映画、舞踊、人形劇、音楽などの鑑賞のため、全会員を対象として、定期または臨時に例会を開きます。
- 2) 会員の自主活動を積極的にすすめます。
- 3) 機関紙、ニュース等を発行します。
- 4) その他、会の目的にそって諸活動を行います。

5、 会 員

- 5) この会の目的に賛同し、所定の手続きをした人は誰でも会員になることができます。
- 6) 会員は一定の会費を払い、会の活動に参加します。
- 7) この会に維持（賛助）会員制度を設けます。
年額（ 10,000円 ）
特典 例会ご招待、機関紙発送

6、 組 織・運 営

会員は原則として地域、職場などを単位として、サークルをつくります。各サークルは1名以上のサークル代表を選び、活動、連絡などは、原則としてサークルを単位として行います。

7、 総 会

- 1) 総会は各サークルから1名ずつ選出された代議員によって構成され、会員30名を超えるごとに代議員を1名ずつふやします。
- 2) 総会は、この会の最高決議機関とします。
総会は年1回、年度末から2ヶ月以内に代表が招集します。但しサークル代表会が必要と認めた場合は、代表は1ヶ月以内に臨時総会を招集しなければなりません。
- 3) 総会の成立は、構成員の過半数の出席（委任状を認める）を必要とし、総会の決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 4) 次の事項の決定には、総会の議決を必要とします。

- ① 例会年間計画
- ② 役員及び会計監査の選出
- ③ 規約の改廃
- ④ 予算、決算の承認

8、 役 員 7名

この会に次の役員をおきます。

- 1) 代表 1名
- 2) 副代表 2名
- 3) 会計 2名
- 4) 事務局長 1名
- 5) 事務局次長 1名

9、 会計監査 2名

役員及び会計監査は総会で選出され、任期は1年とします。但し、再選は妨げません。

10、 サークル代表会

- 1) サークル代表会は、月1回代表が招集し、7-4)以外のことを決め、議決は出席者の3分の2以上の賛成を必要とします。
- 2) サークル代表会は、サークル代表と役員とで構成します。
- 3) サークル代表会は、総会の決定を執行すると共に、この会の活動が、円滑におこなわれるよう必要な措置をとることができます。

11、 事務局

サークル代表会から、書記、事務局員若干名を選出します。

12、 財 政

- 1) この会の会費、入会金及び会に対する寄付金は、この会の目的達成のために行う活動の経費に充当します。
- 2) 会費は、四半期ごとに大人1人（2000円）子ども1人（1000円）、入会金は、大人も子どもも1人（1000円）とします。
- 3) 会計年度は4月から翌年3月までとします。

13、 改 正

この規約の改正は、総会に於いて、出席者の3分の2以上の賛成によって決定されます。但し、（ ）内の字句は変更の際、自動的に書きかえられます。

'78年	11月21日	制定
'81年	5月29日	改正
'86年	6月14日	改正
'87年	4月25日	改正
'90年	4月14日	改正
'94年	5月7日	改正
'17年	5月14日	改正